

青木のりおの

青のりレポート!

AONORI REPORT
http://aokinorio.com

朝ごはんでもおなじみ!



市議会報告

令和2年度川崎市議会第5回定例会が開催されました。本年度所属のまちづくり委員会において、9月18日の分科会で急傾斜地について質問をしました。9月10日に行われた自民党代表質問では令和3年度予算編成方針をはじめ、新型コロナウイルスに関する対応など市政一般について取り上げました。今回はその中から事務所に特に多く寄せられる内容をご紹介します。

代表質問 新型コロナウイルス感染症対策の状況について

本市における室内換気について、何の基準を準用しているのか質問しました。

コロナ禍での同時流行が懸念されるインフルエンザに関して、ワクチン確保競争に対する本市の姿勢と今後コロナウイルス対策をどのように市民に呼びかけていくのか質問をしました。

答弁 健康福祉局より

換気の基準について、国のHPで推奨しているものに準じています。商業施設では建築物衛生法に基づく機械換気と1時間に2回以上行う窓の開放が示されています。室内換気については建築基準法による換気を応用していると聞いており、家庭内で感染が疑われる場合は本人と空間を分けるほか1時間に2回以上の換気確保を推奨しています。

インフルエンザワクチンに関して、供給には限りがあるため、予防接種法に基づく定期接種対象者に対して適切な期間に接種できるよう対策を検討しています。(※9月25日高齢者の予防接種料が無料になることが発表されました。)

市民に対しては、「必要な場でのマスク着用」「手洗い・手指消毒」「三密をできるだけ避ける」など、

これまでの注意は続けつつ日常生活を過ごしていただくこと、慢性疾患のための通院や必要な予防接種は回避しないこと、高齢者やハイリスクの人になるべくうつさないという心の優しさを持ってほしいという呼びかけなど、引き続き行っていきたくと考えています。

意見 青木より一言

今後も感染症対策の取り組みの発信を心がけ、ウィズコロナの時代で生活できるように対策をしていきます。

高齢者の方はインフルエンザ予防接種を一部公費負担で受けられます
(一部自己負担あり)

インフルエンザの予防の基礎は、流行前に予防接種を受けることです。インフルエンザ予防接種は、重症化や合併症の発生を予防する効果が認められています。詳しくは、川崎市の保健所(保健所)に設置してある「インフルエンザ予防接種を受ける方へ」をお読みください。接種を受ける方には川崎市の保健所(保健所)で接種費用が免除されます。なお、インフルエンザの接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。

◆対象となる方(次の3つの条件を満たしていること)

- ① 住 所 川崎市内にお住まいの方
- ② 年 齢 1 接種日に65歳以上の方
2 接種日に60歳~65歳未満の方
・心臓、腎臓、呼吸器の機能障害(障害)続存の方
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(障害)続存の方
- ③ その他 接種を受けようとするご本人が接種を希望していること
※ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を代りに確認してください。最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成対象になりません。

接種の際は、住所及び年齢を確認できるもの(健康保険証等)をお持ちください。

◆実施期間と回数
令和2年10月1日~12月31日の間に1回

◆接種を受けられる場所
川崎市予防接種協力医療機関
市が指定した市内約40ヶ所の医療機関です。
川崎市予防接種センター(保健所)でも接種できます。
※接種センターでは受けられません。
※お近くの医療機関又は川崎市予防接種コールセンターにお問合せください。

◆自己負担金(接種を受けた医療機関にお支払いください。)

2,300円 令和2年度に限り
全額公費負担(無料)となります。

※全額公費負担(無料)となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

川崎市

代表質問 マイナンバーカードセンターについて

平成27年10月にマイナンバー制度が導入され、既に5年が経過しました。本市においてもコンビニ交付サービスや出張申請受付会等、普及促進に取り組んでいます。本年7月末における交付枚数の累計は33万3,953枚、交付率は21.95%となり、政令指定都市の中では、神戸市、熊本市に次いで第3位と聞いています。9月からは、消費活性化策であるマイナポイントの付与を開始、令和3年3月からは、カードの健康保険証利用等の国の施策もあり、今後さらなるカードの普及が見込まれています。本市では、本年7月27日からマイナンバーカードセンターが高津区のかながわサイエンスパークに設置されておりますが、カードセンターの設置目的及び区役所とカードセンターの役割分担について質問しました。

答弁 市民文化局より

センターの設置目的について、マイナンバーカード利用機会の拡大に伴う申請増加や、市民の皆様の多様な生活スタイルに合わせて、平日の夜間や土曜日、日曜日、祝日においてもカードの交付に対応する事を目的としています。この取組に併せ、カード交付時に市民の皆様をお待たせすることのないよ

う、受け取り予約制も導入しました。役割分担については、カードの交付に当たって必要となる事前設定や、交付準備が完了したことをお知らせする通知書などの発送業務等をセンターに集約し、区役所におけるカードに関する業務の効率化を図りました。

意見 青木より一言

マイナンバーを使うことにより、時間がない人でも簡単に行政の手続きを利用することができます。窓口に行かずに対面を避けることは、感染防止対策にもなります。皆様が安心安全に利用できるよう、セキュリティ面の安全性にも注視してまいりたいと考えます。

川崎マイナンバーコールセンター ☎ 0120-380-366



マイナンバーカードセンターや交付予約について動画で確認できます

マイナンバーカードセンター(KSP西塔2階)

代表質問 各区役所道路公園センターによる街路樹維持管理事業について

草木が生い茂る季節になり、除草や伐採の陳情が多く寄せられます。市有地として管理すべき場所において「毎年同じように伸びる草木を毎年陳情しないと刈ってもらえない。伸びると分かっているのになぜ陳情しないと対応してもらえないのか」という声を聞きます。この件に関する陳情対応の実態と課題、予算配分について質問しました。

答弁 建設緑政局より

公園センターでの対応について、繁茂状況や安全性の観点から優先順位をつけて対応を行っていますが、初夏から秋にはご要望を多くいただくため対応までに時間を要することがあります。予算配分については各区の樹木本数とともにこれまでの管理実績を反映したものとなっています。今後も必要な予算確保に努め、適正な維持管理に取り組んでいきます。

意見 青木より一言

草木は、必ず伸びるものです。住民要望があるな

しに関わらず、定期的に管理するべきだと考えます。定期剪定の充実を働きかけていきます。



7月繁茂期公園センターに剪定を依頼

9月剪定後

●記事に関するパンフレット等の詳細は下記サイトをご参照ください

読み取りは携帯のカメラモードをかざすだけ



急傾斜地崩壊対策事業のパンフレット



宅地防災工事助成金制度のパンフレット



空き家に関するパンフレット



かわさき防災アプリについて

代表質問 空き家利活用推進事業について

本市では、空き家を有効活用できるよう「空き家利活用推進事業」が掲げられていますが、利活用により解消できる空き家は全体数から比べると僅かです。一方で火災や犯罪発生危険性、草木の繁茂等により周辺環境に悪影響を及ぼしている「問題のある空き家」は増加しています。「問題のある空き家」に関する施策と現状について質問しました。

答弁 まちづくり局・市民文化局より

現状については平成30年4月時点で登録されている空き家件数は643件。今年7月に開催された会議において、4件の空き家が「空き家等対策の推進に関する特別措置法」(資料1参照)に該当するとして、手

続きの調整を行っているところです。「問題のある空き家」に関して、市は重要な取り組みと認識し来年度末に予定する「川崎市総合計画」第3期実施計画の策定作業の中で計画や指標について検討していく予定です。

意見 青木より一言

「割れ窓理論」でもわかる様に、空き家が増えて管理されなくなると、街にとっては安全性が損なわれるおそれがあります。固定資産税・都市計画税の税制も含めて対策をする必要性があります。今後もしっかりと取り組んでまいります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく指導等について

空き家対策の推進の必要性を踏まえ「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。この法律には、所有者が空き家を適切に管理する責務が定められています。空き家を放置して、管理不全の状態が続くと、法律に基づく「特定空家等」として市が指導等を行うことがあります。

助言
または
指導

勧告

勧告を受けた場合は、当該敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

命令

命令に違反した場合は、50万円以下の過料に処されることがあります。

行政代執行

命令が履行されない場合は、市が代執行することがあります。また、その際の費用は所有者から徴収します。

特定空家等とは

- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

資料1

かわさき防災アプリ
各種災害情報や気象警報の配信や開設避難場所への誘導など災害発生時に必要となる情報や、土砂災害や洪水などのハザードマップを確認することができます。



次回定例会は11月末からスタート予定
会議日程などHPIにて
随時更新中

川崎市議会

まちづくり分科会での質問 斜面地の安全対策について

高津区は急傾斜崩壊危険区域が50区域あり、他の区と比べても群を抜いて多いです(資料2参照)台風や豪雨による災害が増える中、傾斜地の土砂災害を心配する市民は増えています。対策を市に質問しました。

急傾斜地崩壊対策事業に対する過去3年の要望書

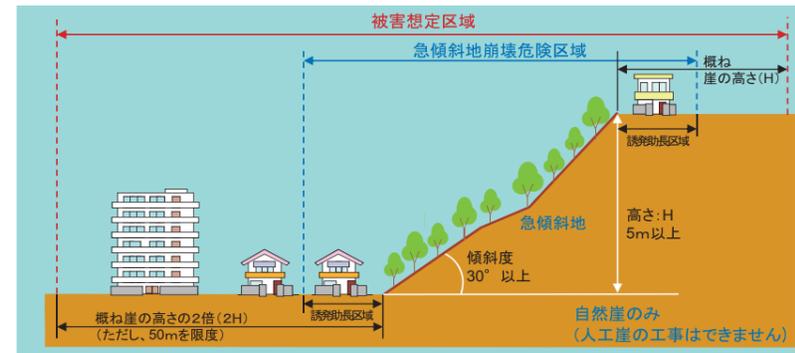
提出状況を確認すると、平成29年度は4件、平成30年、令和元年度は0件でした。

要望書を提出しづらい理由の一つに本事業の採択基準として定められている要件(資料3参照)を満たさないケースが多いことがわかりました。

そこで、要件を満たさない場合の対応について質問したところ、「宅地防災工事助成金制度」を設けているとの回答をもらいました。(資料4参照)本助成制度は急傾斜地崩壊対策事業よりは柔軟な対応が可能ではありますが、助成金額は防災工事費用の1/3かつ上限300万です。上限400万や費用の1/2が助成される市もある中、本市においても住民が安全対策に一步踏み出せるよう対策を研究することを提言しました。

9月25日に発表されたレッドゾーン指定区域についての対応についても質問したところ、レッドゾーンを含む土砂災害警戒区域内の全ての家屋に対しハザードマップを配布、市のホームページ掲載など周知を徹底、パトロールを行い崖の整備ができるよう制度の説明や助言をおこない安全対策につなげるとの回答がありました。引き続き危険区域の安全対策を注視してまいります。

資料3 急傾斜地崩壊対策事業の対象となる崖



県が防災工事を行うためには、皆様のご要望・ご承諾のほか、採択基準を満足しなければ工事はできません。また、**県と土地の無償借契約の締結**が必要です。区域に指定されると、区域内での切土、掘削、盛土、立竹木の伐採など、法律に定める一定の行為を行う場合は、**県への手続き(許可)**が必要となります。

【採択基準】

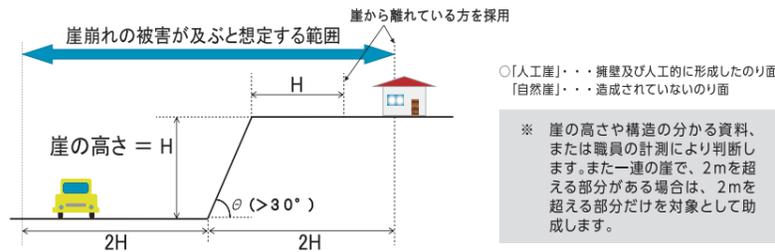
勾配	30°以上
高さ	5m以上
保全家戸数	5戸以上
状態	自然崖

※「自然崖」とは、切土、盛土、構造物の設置等、人の手が加わっていない自然の崖を言います。

資料4 宅地防災工事助成制度の対象になる崖

次の全てに該当する崖であることが必要です。

- ・高さが2mを超える※
- ・2項道路の後退を必要としない
- ・(人工崖の場合)築造から10年を超えている
- ・(人工崖の場合)宅地造成等規制法で定める技術基準に適合していない、または一定程度の変状がある
- ・(自然崖の場合)過去に宅地造成や開発行為の検査済証を交付されていない
- ・建築物、公共施設または私道に崖崩れの被害が及ぶおそれがある(下図参照)



急傾斜崩壊危険区域数 (平成30年3月27日時点)

川崎区	0	高津区	50
幸区	2	宮前区	11
中原区	4	多摩区	17
		麻生区	23

資料2

川崎市議会議員

青木のりお事務所

〒213-0029 神奈川県川崎市高津区東野川2-29-11

TEL 044-788-8899

FAX 044-788-6440

E-mail info@aकिनorio.com

H P http://aकिनorio.com

青木のりお 昭和52年8月26日生まれ

- 4期連続トップ当選 (29才初当選)
- 議会運営委員会委員長
- 健康福祉委員長、まちづくり委員長歴任
- 川崎市幼稚園父母の会、連合会前会長、高津消防団員、保護司、川崎高津ロータリークラブ
- 英国ボーンマス大学院国際経営学Dip取得、産業能率大学、サレジオ学院中高、洗足学園小、川崎めぐみ幼
- 両親、妻、息子3人の7人家族
- フラッグフットボール日本選手権3連覇 W杯日本代表、キリマンジャロ登頂成功(5,895m)